

2.イノベーション促進(プロイノベーション)型知的財産システムへの転換

<キーワード>

ビジネスモデル(出口戦略)、プロイノベーション、オープンイノベーション、イニシアチブ、標準化戦略、産学官のあり方とその連携(国際的な産学官連携拠点形成)、国際的技術移転促進、利用者本位の知的財産制度(情報アクセスの抜本的改善)、濫用的権利行使への対策、コモンズの取組促進、国家イノベーション戦略との連動

<基本認識>

今後とも「科学技術こそ日本の生きる道である。」との認識に立って、長期展望を持った科学技術・イノベーション政策を進めている我が国では、プロパテントに続くプロイノベーションの時代を意識し、現下の厳しい経済情勢も鑑み、知的財産システム改革への取組みをさらに加速すべきである。現在、オープンイノベーションの重要性が増す中で、様々なイノベーションモデルがグローバルなスケールで展開されているが、それらの多様性に柔軟に対応しイニシアチブを握ってイノベーションを推進していくための知的財産システムを整備することが必要である。また、産業や事業分野によって、オープンイノベーションの形態は大きく異なっており、各分野の特性を見ながら、場合によっては、知的財産ファンド、知的財産流通市場、インターネット上での取引等の実態も見据えた上で、最適な対応を選んでいくことが重要である。具体的には、オープンイノベーションのビジネスモデルとは何でもオープンにするのではなく、クローズな部分からオープン領域を、どの技術を、どのタイミングで、誰に対して、どこで、どのように仕掛けるかが重要である。

国力の源泉となる質の高い知的財産が豊富に創出されることが、イノベーション創出の一つの原点であることは論をまたず、様々なビジネスモデルを成功に導くための我が国の生命線の一つである。ビジネスモデルを成功に導くためには、創出した知的財産を活用するための様々なイノベーションモデルが考えられるが、そこにはビジネスモデルに適した知的財産マネジメントの視点を加えることが非常に重要である。そして、様々なビジネスモデルに対応し得る最適な知的財産マネジメントを遂行するための制度等の環境整備や当該マネジメントを実行しうる人材の育成・確保ができていないかが、今後のオープンイノベーションの中でさらにイニシアチブを握るためには特に重要である。

多様な知的財産マネジメントに必要な要素としては、例えば、

- ①研究開発システムが、パテントポートフォリオも見据えた出口戦略を踏まえかつ効率的な知的財産の創造を図ることができる仕組みとなっていること
- ②大学等で起こる発明等から何かを見出し、ビジネスモデルを作ってイノベーションに結びつけることができるように知的財産に対する的確な目利きができるようになっていること
- ③将来的なイニシアチブを握ってイノベーションを推進できる戦略的な知的財産に関する取組みができるようになっていること(例えば、標準化戦略)
- ④グローバルな協働体制や実効的な産学官協働が推進されやすい仕組みとなっていること
- ⑤利用者のニーズに基づいた知的財産システム(制度・体制・運用の構築・改善、知的

財産情報、知的財産人材の育成・確保等も含む)の整備がなされており、機動的な状況にあること
等が挙げられる。

○ 参考意見

- 今後の知財立国は「プロパテント」に続く「プロイノベーション」の時代を意識し、知財制度の改革への取り組みをさらに加速すべきである。またその際、これまでの取り組みの成果を見直すことはもちろん、従来の延長線上の視点だけでなく、新たな戦略的視点を盛り込んだ政策展開を図る必要がある。(41 野間口委員)
- **イノベーション全体に対するもの**の見方として、入口から出口論の一気通貫という考え方があるが、目的が違ったイノベーションには**事業化シナリオ**にのっとり、**知財戦略がそれに従属し、R&D戦略もそれに従属**すると。(41 三木委員)
- オープンイノベーションを通じて国際競争力強化等を実現するため、**産学官連携をよりいっそう推進**する必要がある。産学官連携の課題を共有化し、お互いの強みを結びつける**産学官協働プラットフォームを形成**すべきである。特に重要な分野・テーマについては、産学官がそれぞれの**精鋭を選定し、under one roofのもと100%専任要員として集結し、目的・目標実現の運命共同体を成す仕組みの構築**が求められる。(41 西山委員)
- 海外の大学、研究所、企業を迎え入れたオープンイノベーション推進(41 松見委員)
- イノベーション創造機構を活用した知財のさらなる強化、あるいは知財を中心としたファンドが、創造機構の発足にあわせてできる限り出資されたお金がうまく生きるような仕組みをつくっていく必要がある。(41 森下委員)
- 特許法第 69 条「試験又は研究」の解釈の明確化等することが必要。(41 西山委員)
- 出口戦略というのが、非常に重要である。(42 渡辺(裕))
- 100 年に一度と言われる現下の厳しい経済情勢に鑑み、環境・エネルギー分野と食糧分野、生命科学分野等において、多くの企業が関与し、大規模な事業化を目指す研究開発テーマに国が重点投資し、エレクトロニクスや機械、化学産業の需要を回復させることが急務である。このような科学技術への投資は、単なる財政出動ではなく、イノベーションに結実させ、ベンチャー創業を盛んにし、次世代産業の競争力を高めるための**戦略的投資**とすべきであり、そのためには①グローバルな、②オープンイノベーション、を最大限活用した**知的財産戦略は、有効かつ不可欠**である。このような視点を背景に、現在の科学技術に関する知的財産戦略の課題を明らかにして、素早い対策を講じていくことが必要である。(41 渡部(俊)委員)
- 日本にとって必要なイノベーションというものはどういうものか、イノベーションが起きているという状態はどういう状態で、それが達成されているかどうかというのはどういった指標をもって検証できるのかあるいはできないのか、あるいはどの分野、どの制度においてイノベーションが日本においても進んでいるかあるいは進んでいないかということをきちっと検証して、それに対して知的財産があるいは知的財産戦略がどのような方法でイノベーションの達成に貢献できるのかということ、日本の視点から考えてみる必要がある。(41 名取委員)
- プロイノベーション推進の観点から、イノベーション推進のための**知的創造サイクルを強化**すべきである。特に産学官連携による先端技術の製品・サービスへの活用と、その国際市場への展開や技術移転を円滑に進めるため、事業化の面について税制や破産法等、知財以外の分野の法制度と組み合わせた支援策も検討すべき。(41 野間口委員)
- 長期の研究開発機関がかかる基本的な研究成果は、単にライセンスをしようとしても困難である。オープンな知財戦略によって研究開発の**イニシアチブを確保**する等、戦略的な活用が重要であり、このような戦略的取り組みを支援する。(41 渡部(俊)委員)

- オープンイノベーションのビジネスモデルというのは全部オープンではなくて、クローズな部分からオープン領域をいかにしてコントロールできるか、そういうポジショニングを企業や産業が獲得できるかというふうに理解します。産業をどのように変革させていくのかという議論を要所所で進めていくことが必要。その中で知財戦略は分野が違っていると違うので、どこをクローズにしてどこをオープンにして、どういう格好でやっていくのかを議論する組織なり場をぜひ急いでつくる必要がある。(42渡部(俊)委員)
- 産業分野や事業分野によって、オープンイノベーションの形態というのは大きく異なってくるので、具体化するときには、いろいろ特性を見ながら定義等もはっきりさせていきながら、最適なものを選んでいくことが大事。(42渡辺(裕))
- 日本がイノベーションを達成できなかつ世界に勝つて日本の原資を稼げるプロジェクトは何かということを最初に決める必要がある。医薬とICTの世界の知財権のあり方はまるで違うのでそれを決めることが先決。(42西山委員)
- 欧米のケースのような大型、大規模な産学官連携の産業化を目指して実現するかと、特に国際オープンイノベーション方式で大型の研究開発を進めるかが重要である。(42松見委員)
- 具体的に、**仏・グルノーブル・イゼール産学官国際研究拠点(R&D&C)**(知財対策:・CEA 技術移転支援事務所(知財専門家 60名)・共同発明=IP共有・特定ドメイン=パートナーに独占権・その他ドメイン=非独占)等を参考にすると良いのではないか。(41松見委員)
- 国際標準に関連する知財の取り扱いルールについては、国際的な議論に加え、国内でも、パテントプール化した場合の知財の運用ルールや、権利濫用の制限、裁定実施権の適用等の措置を含めたアウトサイダー、ホールドアップ対策について議論を進め、早急に結論を得るべきである。(41野間口委員)

○参考キーワード

- 重要項目のグローバル化への対応というところで、戦略的重点化というキーワードがあってもいい。(42岡田委員)
- 情報アクセスの抜本的改善、知財流通(インテレクチュアルベンチャーズ等)、濫用的権利行使(パテントトロール)、ソフト IP、国際的な技術移転の促進、コモンズの取組促進、仮想空間の知財、著作権、商標(42.5野間口委員)
- プロイノベーション型知財戦略(知財戦略の特許を取るだけのものから、イノベーションに役立つものに変える)利用者本位の知財制度(今の知財制度は、政府・法律家という供給者サイドの視点で、構築され、利用者の視点が、無視・軽視されている。)(42.5荒井委員)
- 国際オープンイノベーション、国際産学官連携拠点、国家イノベーション戦略(42.5松見委員)
- 海外からの人材・投資の呼び込み(国際的に魅力あるイノベーション創造環境)(42.5渡辺(裕)委員)
- 重点分野への選択投資、新たなビジネスモデル創出(出口戦略に含まれるかもしれませんが、改良ではなく創造の意味を込めて)(42.5渡辺(裕)委員)

2-1 知的財産体制の整備

<基本認識>

オープンイノベーションを通じて国際競争力の強化を実現するため、産学官連携をよりいっそう推進する必要がある。その際、特に重要な分野について戦略的重点化を行い、産学官協働プラットフォームの形成や海外の大学、研究所、企業等を我が国に迎え入れて海外の活力を活用する等した国際的な産学官連携拠点の形成等を行い、産学官連携のさらなる推進を図っていく必要がある。

大学発ベンチャーの設立件数は1700社を超えているが、その支援に関しては、今後は、新たに創出されたベンチャーや有望なベンチャーが、健全な競争原理に従い、より成長・発展するよう、その実態を把握し、人的、金銭的リソースを適切に配分していくようにする必要がある。

<具体的施策>

○環境技術やナノテクノロジー等の先端科学技術分野において、産学が連携して世界最先端レベルの研究を行い、その研究成果について適切な権利化を図りつつその事業化を加速させるため、平成21年度も引き続き、大学、公的研究機関、企業等の研究人材及び研究設備の集積等による拠点に対して支援を行う。(文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

○平成21年度も引き続き、大学発ベンチャーの支援に関しては、新たに創出されたベンチャーや有望なベンチャーが、健全な競争原理に従い、より成長・発展するよう、その実態を把握し、人的、金銭的リソースを適切に配分していく。(文部科学省、経済産業省)

○ 過去の施策

大学発ベンチャー

(2008) 平成20年度から、国立大学法人において、大学の自助努力を可能にするシステムの一環として大学発ベンチャー等への出資の対象範囲の拡大等について検討し、必要に応じて法令改正等を行う。(文)

(2007) 平成19年度も引き続き、産学のマッチングによる実用化研究や実証試験等に対する支援等、成長力のある大学発ベンチャーの育成に資する事業を推進する。また、大学発ベンチャー支援者のネットワークの強化を図る。(経、文、関)

(2007) イノベーションの主要な担い手として期待されている大学発ベンチャーやベンチャー企業の持続的発展に向け、平成19年度中に、技術面や人材面、販路面、資金面の現状や課題を把握し、リスクの高い又は独創的な研究開発への支援、人材の育成や専門家等の派遣、製品の信頼性評価等について検討し、必要に応じ支援策を講じる。(経、

文)

(2008) 平成20年度から、イノベーション創出にあつては、技術指向型の中小中堅企業やベンチャーが果たす役割は、極めて重要であるため、これらの企業の技術力について知的財産の観点も含めて適正な評価を可能とする客観的かつ中立的な技術指標の策定に向けて検討する。(経)

(2008) 平成20年度から、中小・ベンチャー企業が開発した革新的機器等を死蔵させることなく、普及させることが重要であるため、生み出された知的財産の見極めという観点から、研究開発型独立行政法人による評価・実証等を行い、あるいは更なるR&Dも共同で行うとともに、場合によっては公共調達による初期市場を創出する取組みを強化する。(経)

(2008) 平成20年度から、研究開発型独立行政法人の研究成果の事業化を進めるため、「研究開発型独立行政法人発ベンチャー」創出が促進されるよう、研究開発型独立行政法人の知的財産を活用したベンチャー企業に対し、当該知的財産、研究開発用設備等による出資(ストックオプションの権利行使を含む)を可能とすることについて、必要であれば法令改正を含めて検討する。(関)

産学官連携

(2007) 平成19年度から、協力可能な国の公的研究機関や民間企業等に広く呼びかけ、これらが所有する知的財産を事業化に必要な群として構成し、民間企業のニーズや戦略とのマッチングが図られるよう、産学官の交流の場を設ける。(経、農、関)

(2007) 国際的な産学官の知的財産活動が円滑に行われるよう、平成19年度から、海外大学等の知的財産や産学官連携に関する情報交換を行うネットワーク作りを促すとともに、そこで得られた情報の利用・普及を図る。(文、関)

(2008) 平成20年度も引き続き、大学、研究開発型独立行政法人等の国際競争力の強化を図るとともに、産学官連携活動の質をより向上させるための方策(例えば、海外企業を集めたセミナー、国際シンポジウム・ワークショップ等の開催、優秀な外国人留学生・研究者の受入れ、各種知的財産関連規程の整備の徹底)を検討し、可能なものから早急に実施する。(経、文、関)

(2007) 事業ニーズの視点を科学まで遡らせ、異分野融合を図る研究を進めることにより、優れた技術シーズの実用化・事業化が効果的に実現されるよう、平成19年度から、大学と企業の双方向から見て波及効果が大きい研究開発や異分野の融合を図る研究開発を選定し、産学協同の研究開発を支援する。(経)

(2006) 平成18年度も引き続き、大学知的財産本部、TLOの活動業績に関してフォローアップを行う。産学官連携の推進活動に係る連携体制の評価については、企業、大学双方の幅広い関係者の意見を聞いて行う。(経、文)

(2008) 平成20年度も引き続き、わが国の産学官連携をより充実させるための参考とするために、欧米の産学連携に関して知的財産戦略の観点も含めて情報収集とその分析を行い、必要な対策があれば早急に実施する。さらに、ライセンス、共同研究・委託研究や人材育成等の産学連携活動による経済的、社会的効果を適切に分析・評価することにより、今後の施策のあり方を検討する。(経、文、関)

(2006) 本格的な産学官連携へと深化するため、平成18年度より、シーズの発掘から産学の共同研究につなげる研究事業等において、産学双方が研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立った計画的な目標設定を行うなど、企業との共同研究を組織的・戦略的に行う取組を推進する。(文)

(2008) 平成20年度も引き続き、大学・公的研究機関と企業の研究開発のスキームについて、特に成果である知的財産を大学や企業が活用しやすくするとの観点から、知的財産権の保有形式など、研究開発契約スキームの多様化を促す。(文)

○ 参考意見

一般

- 国家資金による先端技術ベンチャー支援——希少資源づくり、海洋バイオマス化学工業等においては、市場形成に至るまでの間、アーリーステージの大学等/独法発ベンチャー向けに継続的資金支援が必要（41 松見委員）
- 最近台頭してきている知財ファンドは、行き場を失った投資資金が今後知財や発明にあつまる可能性を示唆しているようにも思える。産業技術としての重要性から乖離した知財の取引は、知財流通市場をゆがめ弊害を及ぼす恐れもある。そのようなことがないよう、最近の国際的な知財（発明）ファンドや知財流通市場、インターネット上での発明調達の仕組みの実態を把握すべき。（41 渡部（俊）委員）

産学官連携

- 産学連携に関連して、**基礎研究の促進のために画期的な基本技術に関して広い権利を与えるような方策は考えられないか。**（41 渡辺（裕）委員）
- 複数の大学や企業が参加する**国原資の大型共同研究開発プロジェクト**においては**知的財産の管理が複雑**になっているため、**採択後に効果的な知財管理ができなくなっている**ケースもある。知財戦略を強化するため、① **グラントの選定過程において、知的財産管理契約の方針**（知財ポリシー；主要な合意事項を明記する必要がある）について、参加者の合意が得られているかを確認する② **複雑な事例について、実例に基づくケーススタディー**（実例は秘密なのでこれを改変したもの）を作製して、課題や問題点を産学の**関係者が共有**する。③ **産学で②を利用した研究会（研修会）**を実施することで、複雑なケースの合意の進め方を明らかにしていく。等を行うべき。**国際産学連携等での国際共有特許のサブライセンスを自由にする方針があってもよいのではないか。**（41 渡部（俊）委員）
- **環境・エネルギー分野を中心に、米国との協力を強化しようとの姿勢**があると聞いている。研究所は、日本の技術のユーザーになる米国企業等をパートナーとして参画させた**大学国際産学官連携プロジェクト**を政府関係者と産業界のリーダーでお話して、立ち上げていただき、この大型連携プロジェクトの現場で、知財に絡むいろいろな問題の解決も具体的に図っていくようにすべき。（42 松見委員）

2-2 知的財産制度の整備、知的財産戦略への取組強化

<基本認識>

知的財産の活用、流通に着眼した知的財産システム

技術の高度化・複雑化及びグローバル競争の激化に伴い、従来の垂直統合型のリニアモデル(基礎→応用→開発・事業化)から、水平分業型のオープンイノベーションモデルが重要になってきており、競争と協働のバランスが重要となってきている。したがって、従来のどちらかといえば自前主義に適合した独占中心型から知的財産の活用、流通が行われやすい知的財産システムへの改善は急務である。また、オープンイノベーションの重要性が増す中で国際的にイニシアチブを取っていくために、特許制度の見直し、例えば、知的財産の流通の促進や先端技術に関する特許保護範囲についての検討等を行う必要がある。特に、特許発明の流通促進のため、例えば、第三者への実施許諾へのインセンティブを与えるための施策等を検討すべきである。一方、知的財産流通の活性化に伴い、パテントロール等の不適切な権利行使に対する対応の必要性についても検討しておくべきである。

また、知的創造サイクルにおける創造・保護・活用の全ての段階において、パテントポートフォリオも視野に入れた出口戦略を見据えた迅速かつ的確な判断や対応が必要である。(例えば、創造: 出口はどのようなものか/保護: 出願するか否か、国際標準に取り入れるか否か、海外出願、国内優先、審査請求のタイミング、スーパー早期審査/活用: 独占、ライセンス、無償開放/全体: 知財プロデューサ等)

標準化戦略のさらなる推進

標準化への対応は、国際標準の提案件数の増加や幹事国引き受け件数が増加する等着実な成果が上がっているが、標準化への対応は、情報分野のみならず今後は医療、雇用、福祉分野も含めて重要であり、標準化された我が国の技術が市場をリードして、当該技術に我が国企業がイニシアチブを取れる産業につながるようなビジネスへの活用策を戦略的に推進することが特に重要である。また、今後とも官や大学等で行うことと、民主導で行うこととの産学官の役割分担を認識しながら進めていく必要がある。

<具体的施策>

- 平成 21 年度も引き続き、研究開発の入口である、研究開発プロジェクトの戦略立案、推進にあっては、知的財産の観点を含む研究開発戦略の立案を推進するとともに、知的財産戦略を構築するための人材としての知的財産プロデューサを投入する。さらに、平成20年度中に構築された、知的財産プロデューサとなり得る人材を含むデータベースの活用を図る。併せて、TLO等地域における産学連携のコアとなる組織において、実用化・事業化までを含めた戦略を企画・実行していくための人材の育成・導入を促進する。(経済産業省、関係府省)
- オープンイノベーションに即した知的財産戦略の構築と実践を促すため、平成 21 年度も引き続き、オープンイノベーションに関する取組事例の普及啓発を行う。(経済産業省、関係府省)
- 特許発明の流通促進のため、平成 21 年度において、第三者への実施許諾へのインセンティブを与えるための施策(例えば、ライセンス・オブ・ライト(LOR)¹の導入)の検討及びライセンスの保護のあり方の検討を行う。(経済産業省)
- 知的財産の保護制度が、研究開発の促進等に適したものとなっているかどうか、平成 21 年度から引き続き検討を行う。(経済産業省、関係府省)
- 特に早期の権利化が必要な発明について、現在試行中のスーパー早期審査制度の本格導入に向けて、特段の支障がなければ平成 21 年度中に、対象拡大を行いその普及に努める。(経済産業省、関係府省)
- 職務発明制度は、平成17年に改正され、研究開発促進に結びついていると思われるが、一方、海外との制度の相違による外国人との共同研究や改正前の制度に対する懸念があるとの指摘があることに鑑み、平成21年度も引き続き、諸外国の動向や我が国の職務発明制度の運用状況について注視し、必要により再評価について検討する。(経済産業省)

¹ ライセンス・オブ・ライトとは、特許権者が当該特許発明について第三者の実施許諾を拒否しない旨を宣言又は登録した場合に、これと引き換えに特許料を所定割合で減額するという制度。料金の割引率は、ライセンス・オブ・ライトを採用している英国及びドイツが50%となっている。

- 複数の大学等や企業が参加する国原資の大型共同研究開発プロジェクト等においては、知的財産管理の複雑さから、採択後に効果的な知的財産管理・活用が図られていないケースもあるため、平成21年度から、①グラントの選定過程において、グラントの性格に応じた必要な場合は知的財産管理契約の方針について参加者の合意が得られているかを確認する、②知的財産の一元的な管理・活用を行う、③複雑な事例について実例に基づくケーススタディーを作成して課題や問題点を産学の関係者が共有する、④産学で③を利用した研究会(研修会)を実施することで、複雑なケースの合意の進め方を明らかにしていく等の検討を行う。(文部科学省、関係府省)
- オープンイノベーションに向けた環境整備のため、平成21年度において、共同研究成果として研究組合が保有する知的財産権について、その知的財産権を利用した事業化を促進するため、研究組合制度について必要な見直しを行う。(経済産業省)
- 平成21年度より、国又は研究開発独立行政法人が保有し、一定期間未利用となっている特許について低廉な価格でライセンスを行う等してその活用促進に努める。(経済産業省、関係府省)
- 平成21年度において、国際的な動向に留意しつつ、社会的ニーズの高い標準技術に関する特許発明を円滑に実施可能とする方策について、パテントプール化した場合の知的財産権の運用ルールの整備、濫用的な権利行使の制限、裁定実施権の適用等を含め、特許政策や独占禁止政策等幅広い観点から検討を行う。(内閣府、経済産業省、関係府省)

○ 過去の施策

一般、知財プロデューサ

(2008) 平成20年度も引き続き、様々な分野において研究開発戦略、知的財産戦略及び標準化戦略を一体的に推進するための取組みや組織体制整備の参考となる事例の収集又は拡充を行う。(経、総務、関)

(2008) 平成20年度から、研究開発の「入口」である、研究開発プロジェクトの政策立案、推進にあつては、知的財産の観点を含む政策立案を推進するとともに、知的財産戦略を構築するための人材としての知財プロデューサー(注)を投入する。さらに、平成20年度中に、知財プロデューサーとなり得る人材を含むデータベースの構築を図る。併せて、TLO等地域における産学連携のコアとなる組織において、実用化・事業化までを含めた戦略を企画・実行していくための人材の育成・導入を促進する。

(注) 知財プロデューサー: 研究開発プロジェクトの知的財産戦略・知的財産ポートフォリオを構築するための人材。(経、関)

(2008) 平成20年度から、研究開発の「出口」にあつては、知的財産戦略やパテントポートフォリオの構築を図るための基盤整備(知財プロデューサーの投入、パテントプール・コンソーシアムの構築事例に関する調査、特許情報を活用するための環境整備等)の拡充を図る。(経、関)

オープンイノベーション、イノベーションイニシアチブ

(2008) 平成20年度も引き続き、改正産業活力再生特別措置法で導入したオープンイノベーション型2類型(技術活用

事業革新計画及び経営資源融合計画)の普及に努める。また、オープンイノベーションの環境整備に資する、特許権等のライセンスの保護を図る包括的ライセンス契約に基づく通常実施権登録制度の周知に努める。また、オープンイノベーションの実現には技術経営力の強化が重要であることから、研究開発型独立行政法人等は、産業界に対して技術経営力の強化に資する人材育成や助言を行う。(経)

(2007) 国の委託研究により得られた特許権等に関する日本版バイ・ドール規定の適用や活用状況を平成19年度以降調査し、特許権等の活用を促進する。また、平成19年通常国会において改正された産業技術力強化法により、対象がソフトウェア開発の請負にも拡大したことを踏まえ、国からのソフトウェア開発の請負により得られた特許権・プログラム著作権等に関する日本版バイ・ドール規定について普及を促進する。(経)

(2006) デザインやコンテンツ等の自然科学と人文・社会科学の融合分野における知的創造活動を促進するため、平成18年度も引き続き、工学系と芸術系などの連携の下での基盤的な研究開発を支援する。(文)

(2008) 平成20年度から、外部資源を活用したオープンイノベーションによる研究～開発～新事業創造が重要であることから、企業の技術経営戦略への知的財産を含めた外部評価の導入を促進するとともに、大企業によるベンチャー活用に関するベストプラクティスの収集・共有等、大企業とベンチャー連携によるイノベーションの推進を図る。(経)

(2007) 平成19年通常国会において改正された産業活力再生特別措置法に基づき、平成19年度から「技術活用事業革新計画」の策定を促進し、他の事業者や大学の技術、ノウハウ、知的財産の活用により事業を革新し生産性向上を図る事業者を支援する。(経)

出口戦略を見据えた知財の創造

(2008) 平成20年度から、創出された知的財産の活用促進を図るため、公的研究機関や大学、民間企業等が保有する知的財産について、組織を超えて戦略的にグループ化を行う仕組みを構築する。

(2007) 大学等の基礎研究で生み出される優れた知的財産をイノベーションに効果的につなげていくため、平成19年度も、産学官が戦略的・組織的な連携により研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立って基礎から応用までを見通した共同研究等を推進する。(文)

標準化戦略

(2007) 平成18年12月に策定された「国際標準総合戦略」を、平成19年度も産学官を挙げて確実に実行する。その中で、ISO、ITU等のデジュール標準化活動(注3)の強化を図るとともに、フォーラムやデファクト標準(注4)を含む多様な国際標準化スキームの戦略的活用、研究開発・知的財産戦略と一体的な標準化の取組みを促進する。また、産業界による国際標準化活動に関するアクションプランの策定を促す。(経、総務、関)

(2008) 平成20年度から、国際標準化の一層の戦略的推進を図るため、「国際標準化アクションプラン」に基づき、今後も国際標準の提案を積極的に推進する。また、標準化に関する能力検定制度の創設を含め、国際標準化人材育成のための方策を検討し、必要な措置を行う。(経)

(2008) 平成20年度から、内部リソースの「選択と集中」と外部リソースの活用によるイノベーションの効率化の必要性が高まっている中で、イノベーションが加速されるよう、環境整備(研究開発サービスの生産性向上指針の作成、研究開発の出口として知的財産を含む国際標準化戦略の推進体制の整備等)を図る。(経)

(2007) 平成19年度から、研修や大学での教育を通じた標準化人材の育成を強化する。また、国際標準化活動における国の表彰制度や民間の経験者が活躍できる環境の整備、産業界や各企業等の標準化に係る人材の確保・育成を促す仕組みを強化するとともに、産業界や大学・学会、公的研究機関に対して、国際標準化に取り組む人材を適切に評価・処遇するよう促す。(経、総務、関)

費用

(2007) 平成19年度から、事業化を目指した競争的資金による研究開発等において、基本特許の国際的な取得等に

必要な費用をあらかじめ確保することを促すとともに、競争的資金の審査において知的財産戦略や国際標準化戦略を考慮することを制度の趣旨に照らして検討することなどにより、知的財産の戦略的取得・活用を促進する。(経、文、農、関)

(2008) 平成20年度も引き続き、知的財産戦略と研究開発戦略の連携強化を図るべく、必要な知的財産関係予算を確保しておくため、政府一体として知的財産権の確保や維持に要する費用(海外出願に要する費用も含む)についても必要な場合には支出できるよう配慮する。(総科、経、文、関)

制度

(2008) 早期に権利化を望む出願人がいる一方で、今後の事業化との関係を見極めた上で権利化を望む出願人もいるなど、権利化の時期に対する出願人ニーズは多様であって、このニーズは各業種業態の出願人戦略によっても異なるため、限られた審査資源の下で出願人の満足度を最大化するためには、権利化の時期についての出願人の多様なニーズに応え得る審査制度を整備することが必要である。このため、現行の早期審査制度の活用促進を図るとともに、平成20年度中にそれよりも更に早い早期審査制度を導入することなど審査制度の在り方について見直しを行い、その検討結果に応じて必要な措置を講じる。(経)

(2007) インターネットを介した国際間での研究活動において、発明者や発明地の特定など権利の取扱い等に関し問題となる事例について、平成19年度に調査を行い、必要に応じ措置を講じる。(経)

評価・分析

(2007) 平成19年度中に、研究開発の成果である知的財産が、社会・市場においてどのように貢献しているかを計測するための手法や指標について調査研究を行い、公的研究機関における知的財産の適正な評価の普及を促す。(経、関)

(2008) 平成20年度から、知的財産の適正な評価メカニズムの普及を図るため、知的財産等の研究成果について、研究開発型独立行政法人の社会への貢献度を測定するモデルの開発を進め、そのモデルを関係機関等に周知し、普及に向けた取組みを行う。(経)

(2007) 平成19年度から、知的資産経営の一環として、戦略的な知的財産の創出、権利化、事業化、ライセンス、国際標準化等の知的財産マネジメントが行われるよう、大学・民間企業等の研究者等や民間企業に対してそれぞれ必要な支援を行う。(経)

その他

(2008) 平成20年度も引き続き、研究開発プログラムの効果的な推進を図るためには、今後も、研究開発プロジェクトにおいて、政策目標毎に、「研究開発プログラム」の下で体系的に推進することが必要である。このため、各プログラムの中で、政策目標に向けたプロジェクトの位置づけと目標の明確化、市場化に必要な関連施策(標準化、人材育成等)との一体化を図るための施策を講ずることにより、各プロジェクトを効果的に推進する。(経)

(2008) 平成20年度も引き続き、知的財産戦略上有用な情報(例えば、共同出願の状況等)を収集・分析し、知的財産戦略に資する必要な方向性があれば、関係府省は、関係者(企業、独立行政法人等)に対し知的財産政策の現状とともに普及・啓発するようにする。(経、文、関)

○参考意見

一般、知財プロデューサ

- 将来の実用化を見すえた技術戦略に長けた、特許庁からも紹介があった知財の目を持った方々の投入をさらに強化するべき。(41渡辺(裕)委員)

ライセンス、LOR

- 特許発明の流通促進のため、第三者への実施許諾へのインセンティブを与えるためにライセンス・オブ・ライト (LOR)³⁾等の導入をすべき(41 野間口委員)
- ライセンス・オブ・ライトの導入は、企業としても大変関心がある。我が国だけではなく、グローバルに進めるような方向で国主導で進んでいけたらいいと期待している。(42三原委員)
- 特許のライセンス契約でのライセンシー保護は、契約によって第三者に対抗できる米国型の“当然保護方式”が望ましく、他の法制度との関係に留意しつつ検討を進めるべき。(41野間口委員)

制度

- 職務発明について、各国における制度や取り扱いの違いが企業の国際的な協業・連携を阻害することがないよう、諸外国の職務発明に関するルールや慣習を調査し、適宜、職務発明規定の評価、見直しを行うべき。(41野間口委員)
- 国際的な研究協力やインターネット上での研究協力において、大きく異なる職務発明制度が問題になるのではないか。(41渡部(俊)委員)
- 大学・研究機関からの起業やスピンアウトもやり易くできる法整備も含めて、こういった施策のための法整備(35 条撤廃等の特許法を含めて)も必要。(42. 5渡辺(裕)委員)
- 国内優先権主制度では出願人同一は見ないようにすることにより、例えば東大の単独発明でまず出願して、その後学学連携で他大学と成果が出たときに、対応しやすくなるための出願人の要件の制度見直しが必要。(41本田委員)
- どのタイミングで出願するのか難しいため米国のような仮出願制度の検討をお願いしたい。(41本田委員)
- 特許庁と裁判所は、審査基準のあり方等に関する共通認識の形成に努めるべきである、と同時に技術的な観点からの客観的な判断を加えるため、技術と法律に知見のある人材で知財裁判を担当すべき。(41野間口委員)

2-3 知的財産人材

<基本認識>

知的財産人材のニーズは、従来の権利取得を主眼とした人材のみならず、最近のグローバル化、オープンイノベーションの進展に伴い、目利き人材、国際面も含めた知的財産交渉人材、さらにはそのような知的財産人材育成のための人材等の育成・確保が重要となってきている。その中でも、やはりその基本となるのは出口戦略を見据えた知的財産の創出でありいわゆる「知財の目」で研究開発を見ることができることが重要であるため、そのような人材の育成・確保を着実にやっていく必要がある。これらのためには、知的財産専門職大学院のみならず一般大学等や企業での実践的な内容を中心とした教育等や弁理士・弁護士のさらなる活躍も必要である。なお、一般研究者及び関係者への必要最低限の知的財産に関する知識の涵養もちろん重要である。

<具体的施策>

- 学生等が企業での知的財産実務を経験する場を拡充するために、平成 21 年度から、知的財産を学ぶ大学等の人材を、企業(中小企業も含む)でのインターンシップを拡充することを促進する。(文部科学省、関係府省)
- 平成21年度も引き続き、ポストドクター等の若手研究人材に対して大学知的財産本部、TLO、研究開発型独立行政法人、資金配分型独立行政法人、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル等におけるOJTの研修等を通じて研究開発成果、特に先端技術分野の研究開発成果を国際的な知的財産に、さらにはその知的財産を事業に結びつけるための実践的な能力開発を行う取組みを支援する。(文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

○ 過去の施策

- (2006) ポストドクターや学生が知的財産に関心を持ち、知的財産専門人材を目指す機会を与えるため、平成18年度から、日本弁理士会の協力を得て、特許事務所による自主的なインターンシップの受け入れを促す。(経)
- (2007) 平成19年度も引き続き、産官学の連携や相互協力等による知的財産人材の育成のための取組みを促進する。また、民間機関による知的財産人材の育成のための研修をはじめ、知的財産に関する研究助成、表彰など様々な取組みを促す。(経、文、関)
- (2007) 平成19年度も引き続き、ポストドクター等の若手研究人材に対してTLO、大学知的財産本部、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル等でOJTの研修等を通じて知的財産を事業に結びつけるための能力開発を行う取組みを支援する。(経、文、関)

○ 参考意見

- 雇用情勢が非常に悪化している中で、ますます**ポストドク問題**が深刻になってくる可能性がある。これに対しても知

財の観点から、キャリアアップの事業等は引き続き検討すべき。(41森下委員)

- 知財を学ぶ大学生、院生を知財部が存在しない又は弱い中小企業に派遣し、企業は学生の知識を活用でき、学生は企業の実務を経験できる場として、さらには大学と中小企業の連携を強める場(インターンシップを通して、中小企業に就職する学生の存在)を拡充すべき。(41山名委員)

2-4 知的財産情報

<基本認識>

イノベーションを促進するためには、研究開発環境に特許や論文情報等が使い易い状況で提供されていることが重要であり、特許電子図書館(IPDL)や特許・論文情報統合検索システムの拡充は、研究開発の重複防止、次のアイデアの創出、特許技術マップの作成、パテントポートフォリオ構築等に有用であり、さらなる推進が望まれる。また、学術情報と特許情報等をシームレスに利用可能とするために、関連する特許や文献等をリンク・分析する仕組み等も必要と考えられる。さらに、平成 21 年4月に利用可能となるリサーチツール特許等統合データベース(RTDB)の利用促進もリサーチツールの普及による研究開発の促進や紛争防止に重要である。また、特許電子図書館(IPDL)等の検索機能の利便性やデータ、特に今後発展が見込まれる中国、インド等の文献を常に強化させていくことがグローバル競争下でのイノベーション促進にとって重要である。

なお、知的財産活動の推進を支援するため知的財産情報の高度な利活用もますます必要であるが、一方一般研究者等における知的財産業務等の負担をできるだけ軽減することも必要と考えられるので、一般研究者等の知的財産のプロでない者でも簡便に利用できるもの及び知的財産のプロが詳細に利用できるものとの区別を意識した知的財産情報検索ツールの提供も重要であると考えられる。

<具体的施策>

- 平成 21 年度も引き続き、特許明細書等の理解や自動翻訳がより簡便になるように、適正な特許明細書等の記載の仕方について、説明会等で紹介し普及を図る。(経済産業省)
- 平成 21 年度も引き続き、特許情報検索の利便性を高めるべく、特許情報をインターネットを通じて無料で提供している特許電子図書館(IPDL)の充実(例えば、今後発展が見込まれる諸国の文献の充実、検索機能の向上)を図るべく検討を行い、必要な措置を速やかに実施する。また、平成 21 年度も引き続き、大学等、公的研究機関等も含めて IPDL の利用促進を図る。(経済産業省、関係府省)

- 平成 21 年度も引き続き、平成19年度に運用を開始した特許・論文情報統合検索システムについて、必要な改善等を行い、さらなる利用促進を図る。また、関連する特許や文献等をリンク・分析等をリンク・分析する新しい仕組み(J-GLOBAL)を強化する(文部科学省、経済産業省、関係府省)
- 農林水産・食品分野の特許・品種の利用を促進するため、平成 21 年度も引き続き、平成 20年度に運用を開始した農林水産知的財産統合検索システム(aff-chizai)について必要な改善等を図るとともに、活用事例の収集等を行い、さらなる利用促進を図る。(農林水産省)

○過去の施策

特許・論文情報統合検索システム

- (2007) 平成19年3月から運用を開始した特許・論文情報統合検索システムについて、平成19年度以降、その運用状況や研究者のニーズ等を把握し、利便性の向上等のための開発を行う等、必要な措置を講ずる。(経、文)
- (2008) 平成20年度も引き続き、平成19年に運用を開始した特許・論文情報統合検索システムについてさらなる利用促進を図る。(経、文、関)

IPDL

- (2006) 特許情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館に関し、平成18年度中に、迅速なアクセスを確保するための改善を行うとともに、特許公報のテキスト検索のために必要となる検索項目の増加等により、検索機能を強化する。(経)
- (2008) 外国特許文献の提供機能を強化するため、平成18年度から特許電子図書館で国内特許公報と外国特許公報を同時に検索する機能を追加する。(経)
- (2008) 平成20年度から、特許情報検索の利便性を高めるべく、特許情報をインターネットを通じて無料で提供している特許電子図書館(IPDL)の充実(例えば、外国文献の充実、検索の容易化)を図るべく検討を行い、必要な対応を速やかに実施する。また、平成20年度も引き続き、大学、研究開発型独立行政法人等も含めてIPDLの利用促進を図る。(経、関)

技術戦略マップ、特許出願技術動向調査等

- (2008) 平成20年度も引き続き、「技術戦略マップ」を活用し、企業・大学等を問わず、効果的な研究開発の一層の推進を図る。さらに、特許動向等の技術動向や市場動向等を踏まえて、「技術戦略マップ」の改訂を行う。(経)
- (2006) 大学や企業における研究の特許出願の動向を踏まえて戦略的に行うため、平成18年度は、科学技術基本計画で定めた重点推進4分野及び推進4分野を中心にテーマを定め作成される特許出願技術動向調査において、関連する技術分野の大学研究者等のニーズを把握して調査を行い、その成果物を広く周知し利用促進を図る。(経)
- (2007) 科学技術基本計画で定めた重点推進4分野及び推進4分野を中心にテーマを定め作成される特許出願技術動向調査について、平成19年度中に、これまでの調査の利用の状況や課題等を把握し、大学等における利用を促進するために必要な方策を講ずる。(経)
- (2008) 平成20年度から、国の知的財産関連の情報へのアクセス性を向上させるために、各府省や関連機関が所有する知的財産関連の情報のネットワーク上の一層の連携を図り、利用を促進する。(関)

○参考意見

- インド、ロシア、中国等の迅速・簡便な情報の取得が困難な国について、正確な情報データを得られるよう、国としての支援を期待する。(41三原委員)
- 自動翻訳システムの開発と 明細書文学の簡素化を進める。(41荒井委員)
- 論文と特許のブリッジが必要(論文と特許情報の統合検索システムの整備)。(41荒井委員)。
- IPDL の利用を促進する意味で、検索式の保存登録等、検索上の便宜を更に図ることが産学連携等においても意義がある。(41三原委員)